

第 八 管 区 海 上 保 安 本 部 公 示 第 34 号

水路業務法（昭和 25 年法律 102 号）第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 7 年 8 月 12 日

第八管区海上保安本部長

佐々木 渉（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- （1）名称 島根県益田県土整備事務所
- （2）住所 島根県益田市昭和町 13-1

2 水路測量を実施する区域及び期間

- （1）区域 小浜漁港付近（別添付図参照）
- （2）期間 令和 7 年 9 月 10 日から令和 7 年 10 月 10 日まで

3 水路測量の実施方法

トータルステーションによる測位、標尺による測深

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第 6 条に定める標識を掲揚

第八管区海上保安本部 公示第 34 号 関連付図

